

令和 7 年 11 月 7 日
建築住宅課長 北川
内線 5300
外線 076-225-1775

令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害にかかる 住宅の応急修理の完了期限の延長について

1 概 要

令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害により被害を受けた住宅の応急的な修理（外壁、トイレなど日常生活に必要不可欠な箇所の修理）の完了期限について、今年度末（令和 8 年 3 月 3 1 日）まで延長しました。

2 対象区域

金沢市

（令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害により災害救助法が適用された市町）

3 完了期限（延長後）

令和 8 年 3 月 3 1 日

4 延長理由

修理に時間を要しており、当初の完了期限（令和 7 年 1 1 月 7 日）内の完了が困難であるため

5 受付窓口

金沢市住宅政策課